

鳥取県の生態系等に被害を及ぼす  
おそれのある外来種リスト

解説書

令和8年3月

鳥 取 県

## 1. 本解説書の記載種について

本解説書は、「鳥取県の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（以下、鳥取県外来種リスト）」掲載種のうち、「特定外来生物」に指定されている種(令和7年2月現在)を対象とした。対象種は動物31種、植物16種の計47種となった。

特定外来生物とは、「外来生物法」（正式名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づき指定された外来種である。特定外来生物には、海外由来の外来種のうち、生態系や人の生命、農林水産業に被害を及ぼす、またはそのおそれがあると判断されたものが指定される。なお、特定外来生物に指定された種は、生態系や人・農林水産業に悪影響を及ぼすため、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・野外への放出等が禁止、条件付特定外来生物に指定された種は販売・頒布・野外への放出が禁止されている。

鳥取県外来種リストの各カテゴリ区分における特定外来生物の種数

カテゴリ	特定外来生物の種数		
	動物	植物	区分計
重点対策種	10	7	17
その他の対策種	0	0	0
重点定着予防種	19	9	28
その他の予防種	1	0	1
産業管理種	1	0	1
合計	31	16	47

鳥取県外来種リストのカテゴリ区分及び定義

区分	基本概念	要件
定着	重点対策種	本県に定着している外来種のうち、生態系等への影響が確認されている、または懸念される種
	その他の対策種	本県に定着している外来種のうち、上記以外の種
定着不明・情報なし	重点定着予防種	県外で生態系等への影響が確認されており、本県に導入・定着した場合、同様に生態系への影響を生じるおそれが高い種
	その他の予防種	本県への定着が確認されていない外来種のうち上記以外の種
定着の有無は問わない	産業管理種	生態系等への影響が確認されているが、産業又は公的役割において重要であり、利用においては逸脱の防止を図りながら適切な管理が必要な外来種

## 2. 解説書の記載内容

<p>① <b>クリハラリス</b></p> <p>② <i>Callosiurus erythraecus</i></p>	<p>⑥ <b>重点定着予防種</b></p> <p>④ <b>リス科</b></p> <p>⑤ <b>別名：台湾リス</b></p>
 <p>③</p> <p>環境省提供</p>	<p>⑦ <b>形態</b>：頭胴長20～26cm、尾長17～20cm、体重300～440g。毛色には地理的変異が見られるが国内に定着しているものは、背面は黒と黄土色の毛が混じって生えている。腹面は栗色(名前の由来)。ニホンリスは腹面が白いことで区別できる。</p> <p>⑧ <b>生息環境</b>：常緑広葉樹林、市街地、造林地等</p> <p>⑨ <b>原産地</b>：台湾、中国南部～インドシナ・マレー半島等</p> <p>⑩ <b>侵入経路</b>：故意の放逐または動物園から逸出</p> <p>⑪ <b>定着状況</b>：定着不明(東部地区)</p>
<p>⑫ <b>影響・被害</b>：樹皮剥離による樹木の枯死。未熟な種子の捕食等。人家への侵入・破壊、電線噛害等の生活被害。寄生虫の媒介。農業被害(果実類等)。在来リス科(ニホンリスなど)との競合。</p> <p>⑬ <b>備考</b>：国リスト：緊急対策外来種(No. 86)</p> <p>⑭ <b>文献</b>：②、③、④</p>	

①和名 ②学名 ③写真 ④科名 ⑤別名・通称等

⑥鳥取県指定カテゴリ (カテゴリ別に着色)

**重点対策種** **重点定着予防種** **産業管理種** その他の予防種

⑦形態的特徴 ⑧生息環境(動物)・生育環境(植物) ⑨原産地 ⑩国内への侵入の経緯等

⑪鳥取県内における定着状況(5地区)

定着済み<sup>\*1</sup>の場合…県内の定着状況を記載 例) 定着済み(東部地区)

定着不明<sup>\*1</sup>の場合…県内での目撃情報を記載 例) 定着不明(東部地区)

未定着の場合…隣県<sup>\*2</sup>の分布情報を記載 例) 未定着(隣県分布：兵庫)

※1 定着済みと定着不明が両立する場合は両方を記載 ※2 隣県：兵庫県、島根県、岡山県、広島県

### 県内5地区の区分

県内全域																		
東部地区		八頭地区			中部地区					西部地区				日野地区				
鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町

⑫生態系・人・農林水産業等への影響・被害

⑬以下の4つの項目について記載

- ・条件付特定外来生物の場合は「条件付特定外来生物」と記載
- ・「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」(2015年公表)における「カテゴリ区分」と「番号」を記載  
例) 国リスト：カテゴリ区分(番号)
- ・世界の侵略的外来種ワースト100に指定がある場合は「世界ワースト100」と記載
- ・日本の侵略的外来種ワースト100に指定がある場合は「日本ワースト100」と記載

⑭参考文献

参考とした文献を番号で記載(文献名は「4. 参考文献等」を参照)

### 3. 記載種一覧

#### <動物>

分類群	和名	鳥取県指定カテゴリ
哺乳類	クリハラリス	重点定着予防種
	ヌートリア	重点対策種
	アライグマ	重点対策種
	シカ属（国内産ニホンジカを除く）	重点定着予防種
鳥類	ガビチョウ	重点定着予防種
	ソウシチョウ	重点対策種
爬虫類	アカミミガメ	重点対策種
	カミツキガメ	重点定着予防種
両生類	外来オオサンショウウオ（在来種との交雑 個体も含む）	重点定着予防種
	ウシガエル	重点対策種
魚類	ガー科	その他の予防種
	チャネルキャットフィッシュ	重点定着予防種
	カダヤシ	重点定着予防種
	ブルーギル	重点対策種
	オオクチバス	重点対策種
	コクチバス	重点対策種
昆虫類	クビアカツヤカミキリ	重点定着予防種
	ツヤハダゴマダラカミキリ	重点定着予防種
	ヒアリ	重点定着予防種
	アカカミアリ	重点定着予防種
	コカミアリ	重点定着予防種
	アルゼンチンアリ	重点定着予防種
	ハヤトゲフシアリ	重点定着予防種
	ツマアカスズメバチ	重点定着予防種
	セイヨウオオマルハナバチ	産業管理種
陸上節足動物	ハイイロゴケグモ	重点定着予防種
	セアカゴケグモ	重点対策種
	クロゴケグモ	重点定着予防種
その他無脊椎動物	ウチダザリガニ（タンカイザリガニを含む）	重点定着予防種
	アメリカザリガニ	重点対策種
	カワヒバリガイ属	重点定着予防種

<植物>

分類群	和名	鳥取県指定カテゴリ
維管束植物	外来アゾラ類	重点対策種
	ボタンウキクサ	重点対策種
	スパルティナ属	重点定着予防種
	オオフサモ	重点対策種
	オオバナミズキンバイ及び亜種	重点定着予防種
	アレチウリ	重点対策種
	外来モウセンゴケ類	重点定着予防種
	ナガエツルノゲイトウ	重点定着予防種
	オオカワヂシャ	重点対策種
	エフクレタヌキモ	重点定着予防種
	オオキンケイギク	重点対策種
	ミズヒマワリ	重点定着予防種
	ツルヒヨドリ	重点定着予防種
	オオハンゴンソウ	重点対策種
	ナルトサワギク	重点定着予防種
ブラジルチドメグサ	重点定着予防種	

#### 4. 参考文献等

本解説書の作成にあたり参考とした文献等を以下に示す。なお文献行頭の番号は、解説書に記載の文献番号となっている。

- ①愛知県環境局環境政策部自然環境課．愛知県特定外来生物対策ハンドブック．愛知県，2023，154p.
- ②一般財団法人 自然環境研究センター．最新 日本の外来生物．平凡社，2019，592p.
- ③環境省．“特定外来生物の見分け方（同定マニュアル）”．日本の外来種対策．  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual.html>，（参照 2025-01-09）.
- ④国立研究開発法人 国立環境研究所．“日本の外来生物”．侵入生物データベース．  
<https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/category.html>，（参照 2025-01-09）.